

こんにちは赤ちゃん

出生届 届け出は 14 日以内に！

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて 14 日以内に届け出てください。

- 届出人 出生子の父か母
- 届出に必要なもの
 - 出生届（指定様式 ※出生証明書の記入があるもの）
 - 母子健康手帳
- 問合せ 町民課 戸籍グループ ☎82-2674



出産育児一時金

1. 出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合

加入されている健康保険が出産育児一時金を直接医療機関に支払う制度で、出産費の負担を軽減することができます。ご希望の場合は医療機関にある「出産育児金医療機関直接支払制度合意文書」にご記入の上、医療機関に提出してください。

- ①出産費用が 42 万円（※注 1）以上の場合
出産育児一時金の申請の必要はありません。
- ②出産費用が 42 万円（※注 1）未満の場合
出産費用と出産育児一時金との差額を受ける申請が必要です。

※注 1:産科医療補償制度加入医療機関以外での出産は 40 万 8 千円

●申請窓口

【白老町国保に加入している方】役場②番窓口で申請してください。

【国保以外の健康保険に加入している方】各健康保険窓口にお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ①被保険者証
- ②世帯主名義の預金通帳
- ③出産育児金医療機関直接支払制度合意文書（医療機関にあります。制度を利用する、または、利用しない旨の記入をすること。）
- ④出産費用の領収書、明細書の写し（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。）

2. 直接支払制度を利用しない場合

出産費用を医療機関に全額お支払いになった後に、出産育児一時金を申請していただきます。

- 申請窓口・・・上記 1 と同じ
- 申請に必要なもの・・・上記 1 と同じ
- 問合せ 町民課 国保・年金グループ ☎82-2325